

令和8年度 私立学校等就学奨励費のお知らせ

(私立学校通学者向け)

横浜市教育委員会

この制度は、

経済的な理由でお子さんの就学が困難な家庭へ援助金を支給して、就学を奨励する制度です。

1 対象となる方

横浜市内在住の家庭で次に該当する保護者

お子さんが市内の私立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）に通学している。

2 奨励費の申請ができる方

(申請に同意がある場合は該当理由を証明する書類を省略できます。)

該当理由		提出書類							
(1) 令和8年度に生活保護を受けている方 (修学旅行実施及び卒業学年)		申請書のみ							
(2) 令和8年度に児童扶養手当を受けている方 (支給開始月が年度途中の場合、認定期間が変わります。) (注)児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません。		後述の「3 所得等の確認の同意」に同意していただける方は、 申請書のみ 同意できない場合は、証明書類が必要です							
(3) その他特別な理由があり経済的に困りの方で、令和7年中の世帯の総所得が次に示す限度額以下の方		後述の「3 所得等の確認の同意」に同意していただける方は、 申請書のみ 同意できない場合は、証明書類が必要です							
(3)の理由で奨励費の支給を受けられる場合の限度額:令和7年の同居(別居で同一生計を含む)の家族全体の所得が次の限度額以下の方									
世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
総所得 (めやす)	256万円	312万円	349万円	403万円	444万円	502万円	549万円	599万円	629万円

所得の算定に含める収入の範囲

- 給与所得 (青色申告の専従者給与も含む)
- その他の所得 (営業、農業、その他事業、不動産、利子、配当の各所得)
- 雑所得 (公的年金)

なお、一時所得、譲渡所得及び非課税年金については算定の対象としていません。

- 所得とは、総所得金額等から分離所得を除いたものになります。給与所得者の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄、事業所得者の方は確定申告書の「所得金額の合計」欄の金額をさします。
- 給与所得者および公的年金所得者は所得控除後の金額より最大10万円を控除します。
- 母子・父子家庭、障害者のいるご家庭、医療費控除を受けたご家庭については、一定額を世帯の総所得から控除します。
- 記載されている認定基準の総所得等の表の金額はあくまでも目安です。暮らし向きが苦しいというご家庭であればまずはお申しください。

3 所得等の確認の同意

《申請理由(2)、(3)により申請する方へ》

次の【条件】のうちいずれか、または両方に該当する方で横浜市教育委員会が行う

所得等の確認に同意していただける方は、**証明書の添付が不要**です。

【条件】

- 横浜市で児童扶養手当を申請し、受給している
 - 令和8年1月1日現在、横浜市で住民登録をしている
- (左のいずれかまたは両方に該当する方)

「所得等の確認」とは？

前年度時点で18歳以上(2007年4月1日までに出生)の世帯員について、それぞれご本人の同意に基づき児童扶養手当受給状況や、課税証明書の内容を横浜市教育委員会が確認します。なお、【条件】に該当しない方については確認ができませんので、同意は不要です。この確認の結果を本制度の審査以外に用いることはありません。

《同意する場合の申請書の記入方法》

申請者(保護者)の方は、申請書の氏名の横に押印してください。

申請者以外の世帯員の方は、氏名欄の右側に世帯員ご本人が押印または署名をしてください。

(注)同意いただいた方でも、未申告等で所得が確認できなかった場合には後日書類の提出をお願いすることがあります。

また、通称名で税の申告をされている方も、確認ができない場合がありますのでご了承ください。

《同意しない方・【条件】に該当しない方へ》

申請理由	必要な書類 (原本またはコピーを添付してください)
(2) 児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書のコピー (有効期間内のもの、原本は不可)
(3) その他経済的に困りの方	令和8年度課税(非課税)証明書 (省略のないもの)

4 奨励費の費目と支給予定額（年額）

区 分		学用品費等	入学準備費	学校給食費	P T A会費	生徒会費	修学旅行費	宿泊を伴う校外活動費	クラブ活動費	卒業アルバム代				
小学校 (初級部)	1年	13,230円	(91,600円) *小学校入学前に受給していない場合のみ	年額 50,600円 (月額4,600円限度)	補助対象実費 (3,450円限度)	補助対象実費 (4,650円限度)	6年間で1回のみ補助対象実費 (22,690円限度)	補助対象実費 (3,690円限度)	補助対象実費 (2,760円限度)	—				
	2～5年	15,500円	—							—	—	—	—	—
	6年		101,000円							—	—	—	—	補助対象実費 (11,000円限度)
	教育扶助受給者	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
中学校 (中級部)	1年	25,040円	(101,000円) *小学校6年次に受給していない場合のみ	年額 66,990円 (月額6,090円限度)	補助対象実費 (4,260円限度)	補助対象実費 (5,550円限度)	3年間で1回のみ補助対象実費 (60,910円限度)	補助対象実費 (6,210円限度)	補助対象実費 (30,150円限度)	—				
	2年	27,310円	—							—	—	—	—	—
	3年		—							—	—	—	—	補助対象実費 (10,000円限度)
	教育扶助受給者	—	—	—	—	—	—	—	—	—				

- 「学用品費等」は、年度途中で転入学したり、児童扶養手当が6月以降支給開始となった場合など申請理由に該当する期間が1年に満たない方には、減額して支給します。
また、支給後に市外の学校への転校（国立・県立の学校への転校を除く）、海外転出、退学等で対象とならなくなった場合、対象とならなくなった期間について、奨励費を返金していただきます。
- 「入学準備費」は、新入学の当初月（4月）から奨励費の対象となる方のみ支給します。
- 「学校給食費」は、学校で給食を実施している場合のみ対象です。小学校は年額50,600円（月額4,600円）、中学校は年額66,990円（月額6,090円）を支給します。
- 「修学旅行費」は、参加した方に対して、小学校及び中学校で各1回に限り、実施学年で、限度額内の補助対象実費（交通費、宿泊費、見学料等）を支給します。
- 「宿泊を伴う校外活動費」は、参加した方に対して、年1回を限度に交通費、見学料の実費を限度額内で支給します。
- 生活保護を受けている方のうち、教育扶助受給者については、修学旅行費と卒業アルバム代のみ支給対象となります。
- 「PTA会費」は、PTA（または保護者会・父母会等）の活動に要する費用として、「生徒会費」は生徒会（児童会）の会費として、それぞれ一律に徴収している費用を限度額内で支給します。
- 「クラブ活動費」は、小学校の授業時間内の特別活動における材料費等、中学校の部活動における部費、合宿費、遠征費等が対象になります。
- 卒業アルバム代は、卒業学年に対して限度額内の補助対象実費を支給します。

5 申込み方法、申込期間

申込みを希望される方は

- 私立学校等就学奨励費申請書に必要なことがらを記入（記入例を参照）
- 該当理由を証明する書類（写しでもよい）を添付のうえ、次によりお申込みください。

申 込 先 お子さんの通っている学校

申込期間 7月1日（水）から 7月10日（金）まで

- お子さんが2人以上いる方は、お子さんひとりにつき1枚の申請書及び証明書類を提出してください。
- 申請書が必要な方は、学校へ請求してください。
- 上記期間の後に、世帯構成員の変更等で経済的に困窮する事情が生じた方は、次の追加申込期間にお子さんの通っている学校へお申し込みください。なお、追加申込期間後の申込みはできませんので、ご注意ください。

（追加申込期間：10月1日（木）から10月9日（金）まで）

6 認定・支給時期

- 初回申請の方 10月下旬
- 追加申請の方 1月下旬～2月上旬
- 支給時期は、若干前後することがあります。
- 認定通知、奨励費支給は学校を通じて行います。支給期日等は学校へお問い合わせください。

ご不明点等ございましたら、下記のどちらかへお問い合わせください。
横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 就学係：045-671-3270

お子様の通っている学校